

(案)
業務委託契約書

- 1 業務の名称 令和8年度 ガバメントクラウド運用管理補助業務 (その2)
- 2 履行期間 令和 年 月 日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額 ¥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)
¥ -
- 4 契約保証金 ¥ -
(沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。)

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

受注者

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、本契約書(頭書を含む。以下同じ。)及びガバメントクラウド運用管理補助業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従うとともに、日本国の法令を遵守し、本契約(本契約書及び仕様書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 甲は、本契約に係る業務に対する契約金額は、次のとおり乙に支払うものとする。

月額 円(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は月額 円とする。)

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 甲は、その意図する本契約に係る業務を履行させるため、業務に関する指示を乙又は第5条に定める乙の専任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の専任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、本契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 本契約書の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 本契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(業務計画書の提出)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から14日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務実施方法
- (3) 業務履行体制
- (4) 業務工程表

(契約の保証)

第3条 乙は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を甲に納付するものとする。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務の実施場所)

第5条 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。

(器材等費用)

第6条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、履行期間開始までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(管理業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、本契約に係る業務の処理状況について調査するとともに、乙に対して処理状況の報告を求めることができる。

(貸与品等)

第9条 甲は、乙が本契約に係る業務を処理するために必要な資料を乙に貸与することができる。

2 乙は、前項の貸与された資料を本契約に係る業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、第1項の貸与された資料を履行期間終了までに甲に返還するものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、本契約に係る業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害をうけたときは甲がその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(成果品の提出)

第11条 乙は、月毎に、成果品として仕様書に示す月次報告をまとめ、書面または電子データ

により、甲に提出するものとする。。

- 2 甲は、提出された報告書の内容に疑義がある場合は、該当箇所に関する点検の実施を指示することができる。
- 3 乙は、最終月においては最終成果品として、仕様書に定めるすべての成果品を書面及び記録媒体2部、甲に提出するものとする。

(契約金額の支払)

第12条 乙は、毎月、前月分の契約金額を甲に請求するものとする。

- 2 契約金額と、月額に契約期間の月数を乗じて得た額（以下「月額の総額」という。）に差額が生じたときは、契約金額に月額の総額を一致させるよう取り扱うものとする。この場合において、当該差額の調整については、契約期間の最終月に係る月額でもって行うものとする。
- 3 甲は、前項の支払請求を受理した場合、その支払請求書が適法なものであると認めるときはその日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額の額につき、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(所有権の移転および危険負担)

第14条 第11条の成果品の所有権は、同条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の棄損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第15条 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。以下、同じ。）は、従前から乙が保有しているものについては乙に帰属し、新たにカスタマイズしたものについては甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲に帰属する著作権の再利用について、相当な対価の額を含めて協議を求めることができる。
- 3 乙は、成果品の著作権について甲および甲により利用を認められた者（以下「甲等」という。）に対して、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 4 乙は、第三者をして、甲等に対して著作者人格権を行使させないものとする。
- 5 乙は、業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。

(暴力団等の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第19条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の労務状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 乙は、契約料等についてその収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ関係機関より提示を求められた場合は、全ての証拠書類を提出できるよう整備しなければならない。

- 2 乙は、業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は前二項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為をしたときは契約を解除することができる。
この場合において、乙は契約保証金の納付が免除されているときは、損害賠償金として契約金額の10分の1相当額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。
- (2) 乙又は乙の派遣した技術者が、本契約に係る業務を適切に処理できないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当な事由なしに本契約に係る業務に着手しないとき。
- (4) 乙が第6条の規定に違反したとき。
- (5) 本契約の履行に関し、乙又は、その使用人等に不正な行為があったとき。
- (6) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (7) セキュリティポリシーに関する事項の遵守が認められなかったとき。

(契約の解除)

第22条 甲は前条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害をうけたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 本契約に係る業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。但し、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、秘密情報（本契約に係る業務の作業を行う際に外部記憶媒体、ネットワークによる通信及び印刷物等より知り得た情報をいう。以下同じ。）を本契約に係る業務以外で使用してはならない。

- 2 乙は、秘密情報を甲の許可なく複写、複製してはならない。
- 3 乙は、秘密情報を第三者に開示、提供してはならない。
- 4 乙は、秘密情報が第三者に知られ、又は無断で使用されないように、必要な対策をとらなければならない。
- 5 乙は、甲より請求があった場合、直ちに秘密情報が記載又は記録された書類、記憶媒体等、及びその複製物を甲に返却し、又は破棄するものとする。
- 6 同条の規定は本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第24条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

- 2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(個人情報保護)

第25条 乙は、本契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第26条 契約目的物に契約不適合があるとき（以下「不適合」という。）は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、甲は、乙に対し、契約目的物の修補等による履行の追完を請求することができる。

2 甲が前項に基づく履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。

3 前2項の請求期間は、甲が当該不適合を知ったときから1年とする。

4 不適合に起因して、甲が通常かつ直接の損害を被った場合、甲は、乙に対し、当該損害の直接の原因となった本契約の契約金額当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(消費税率の改定の伴う留意事項)

第27条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 本契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

い。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。